

八戸市魚菜小売市場 使用者募集要領

令和7年9月

八戸市 農林水産部 水産事務所

【問合せ・申込み】

八戸市 農林水産部 水産事務所

〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下 101

電話：0178-33-2115 FAX：0178-33-2117

メール：suisan@city.hachinohe.aomori.jp

1 施設概要

- (1) 所在地 八戸市大字湊町字久保 38 番地 1 (JR 陸奥湊駅前)
- (2) 面積 敷地面積 1,319.09 m² 建築面積 890.07 m²
- (3) 主体構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ※令和 4 年 11 月改修
- (4) 営業時間 午前 3 時から午後 7 時まで
- (5) 休日 日曜日、第 2 土曜日、1 月 1 日～2 日 ※お盆や年末年始に臨時休開場あり

2 募集区画

- (1) 募集期間 随時
- (2) 使用期間 使用決定日～令和 9 年 11 月 30 日 ※更新あり
- (3) 取扱品目 鮮魚、海藻類、青果物、これらの加工品、卵等
- (4) 募集区画 下表のとおり (※令和 7 年 9 月時点)
- (5) 選考方法 使用者選考会で選考

施設区分	募集区画数	面 積	月額使用料 (令和 7 年 10 月以降)
売 場 A 区 画	4	7.8 m ²	27,000 円
売 場 B 区 画	2	10.1 m ²	38,500 円
調 理 室	—	1 使用者につき	4,400 円

※使用料は前月末までにお支払いいただきます。

※調理室のみの応募はできません。

※調理室の使用時間は開場時刻から午前 9 時までとなります (午前 9 時以降は一般向けにキッチンスタジオとして時間貸しします)。

3 応募要件

応募要件は、下記のいずれにも該当する方とします。

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用やお客様サービスの提供ができる方
- (2) 破産宣告を受けていない方
- (3) 当市に住所を有している個人
- (4) 当市に事務所又は事業所を有している法人
- (5) 禁固以上の刑に処せられていない方、又はその執行を終わった日、若しくはその執行を受けることがないこととなった日から 2 年以上経過している方
- (6) 魚菜小売市場の使用許可を取り消されていない方、又はその日から 2 年以上経過している方
- (7) 市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない方
- (8) 市民税、固定資産税、法人市民税の滞納がない方

- (9) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員でない方
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属さない方

4 募集施設の概要

(1) 市場について

- ア) 募集区分 売場、調理室
- イ) 上記以外区分 事務室、倉庫、厨房、食堂、展示スペース、男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレ(各1室)
- ウ) 駐車場 駐車スペースはありません。近隣の駐車場をご利用ください。
- エ) 禁 煙 施設及び敷地内は禁煙です。

(2) 設備について

- ア) 施設設備 売 場：流し台、手洗い場
調理室：流し台、レンジフード、テーブルコンロ、クールボックス、ガス湯沸器
- イ) 内装工事 原則として床、壁、天井等の建築物、電気設備、衛生設備、空調設備等の改修又は造作は認めません。ただし、協議により認める場合もありますのでご相談ください。

(3) 営業条件について

- ア) 入居日 使用決定日
※準備期間や営業開始日は別途協議の上決定します。
- イ) 営業内容 規定している取扱品目(鮮魚、海藻類、青果物、これらの加工品、卵等)を提供することとし、運営方針、基本コンセプト等については様式2で提案していただきます。
- ウ) 営業時間 原則として、午前3時から午後7時まで
※変更する場合は、市と協議が必要です。
- エ) 定休日 日曜日、第2土曜日、1月1日～2日
※お盆や年末年始に臨時休開場する場合があります。
※変更する場合は、市と協議が必要です。

(4) 使用条件について

- ア) 使用期間 使用期間は令和9年11月30日まで(※更新あり)。売場の設置、撤去等に要する期間は、使用期間に含みます。
- イ) 使用許可条件 使用料を3か月間滞納した場合は、使用許可期間中であっても、協議の上、許可を取り消す場合があります。
- ウ) 使用料 前月末日までの支払い
※使用期間が1月に満たない場合の日割使用料は、使用料の月額を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額に相当する額とします。

※10 円未満の端数が生じた場合の使用料は、これを切り捨てるものとします。

工) 光熱水費

電気料及び水道料等は、別に実費を徴収します。

5 経費の負担区分

市と使用者の経費の負担区分は下表のとおりです。

区分		市	利用者
従業員人件費			○
原材料			○
電気・上下水道・プロパンガス			○
設備及び備品 (常設)	保守・修理		○
	更新	○	
清掃			○
ごみ処理費			○
電話料金(加入権・工事費を含む)【任意】			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

※表に定めないものはその都度、市と協議することとします。

※電気・上下水道料金については、子メーターにより算出された額を納付していただきます。

※ごみ処理については、各自の責任により適切に処理することを原則とします。使用者共同による効率的処理方法を取る場合は、市と使用者間による協議により処理方法を決めることとします。

6 応募の手続

(1) 提出書類

書類	個人	法人
市指定書類	・ 魚菜小売市場使用許可申請書 ・ 魚菜小売市場許可申請関係書類(様式1、様式2) ・ 応募要件(10)に該当しないことを誓約する書面(様式3)	
添付書類	ア) 住民票の写し イ) 所得証明書 ウ) 市民税及び固定資産税に係る納税証明書 エ) 市区町村が発行する身分証明書	ア) 定款 イ) 法人登記事項証明書 ウ) 市民税及び固定資産税に係る納税証明書 エ) 業務を執行する役員の履歴書 オ) 市区町村が発行する身分証明書

(2) 提出方法

直接ご持参いただくか簡易書留により郵送してください。

(3) 提出先

〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下 101

八戸市農林水産部水産事務所 「八戸市魚菜小売市場使用者募集係」宛

(4) 提出部数

正本1部、副本1部

(5) 提出書類の修正及び追加

提出書類の受付後における書類の修正及び追加は、市が要求する場合を除き、一切認めません。

(6) 提出書類の取扱い等

ア) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。また、提出書類の作成・提出に要する費用は応募者の負担としますので、あらかじめご了承ください。

イ) 提出書類は、選考における使用に限り必要に応じて複写できるものとします。

ウ) 提出書類は、八戸市行政情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとします。

エ) 提出書類の内容については、応募者の承諾なしに利用しません。

7 選考方法

八戸市魚菜小売市場使用者選考会において、書類選考、面接等を行い、使用者を決定します。

(1) 選考会 随時

(2) 選考基準 選考会が別に定める八戸市魚菜小売市場使用者選考要領のとおりとします。

(3) 応募が無効となる場合

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、応募を無効とすることがあります。

ア) 提出書類に不備があった場合

イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ) 応募者が使用困難な状況に至ったと認められる場合

エ) 公平な選考の妨げとなる行為等が認められた場合

8 選考結果

選考会による結果は、各応募者に対し、文書にて通知します。

9 使用手続等

- (1) 手 続 八戸市公設小売市場条例第4条に基づく施設の使用許可の候補者としてします。候補者との協議が不調となった場合には、次点者と同様の手続を行うものとします。

【注意】出店にあたり、使用者と八戸市との間で賃貸借契約を締結するのではなく、市が使用者に対して施設（行政財産）の使用許可を与えることとしています。

- (2) 使用準備 使用者は、市と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとします。
- (3) 覚 書 使用のための詳細な取り決めについて、必要な場合は市と使用者の間で覚書を交わすこととします。

10 その他留意事項

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) 許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡、又は担保に供しないこと。
- (3) 営業による損失等について市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に参加すること。
- (4) 営業に関し許認可等を必要とする場合、使用者の責任において取得すること。
- (5) 運営に当たり、労働基準法、会計法規、条例、規則その他関係法令を遵守すること。
- (6) 施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、使用者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他使用者の責めによらない事由による場合は、別途協議の上、市の負担で補修する。
- (7) 次の場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。
- ①従業員が施設の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる場合。
 - ②事故、火災その他の人的物的被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
 - ③利用者からの苦情その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。
- (8) 退去する際は、使用者の責任において原状に回復すること。
- (9) 本要領に定めのないものは、市との協議の上取り決めることとします。